



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

長野県環境審議会

建築物における省エネの推進及び 再エネの普及拡大に関する専門委員会

【第3回】

令和7年2月3日

専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名
一由 貴史	いちよし たかし	長野第一法律事務所 弁護士
川島 宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤 一利	さとう かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村 秀紀	たかむら ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学人文学部 准教授
前 真之	まえ まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江 将道	やすえ まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

専門委員会・設置要綱

長野県環境審議会建築物における省エネの推進及び再エネ普及拡大に関する専門委員会設置要綱

(目的)

第1 2050ゼロカーボンの実現に向けて、建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大を図るために長野県地球温暖化対策条例を改正するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(調査・検討事項)

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 新築住宅のZEH（※）水準適合義務化に関すること
- (2) 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に関すること
- (3) その他必要と認められること

※「Net Zero Energy House」の略称

(組織)

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

(報告)

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

(事務局)

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

第2回専門委員会公聴会での主なご意見

公聴人	ご意見
株式会社 ヤマウラ 伊藤様他	<ul style="list-style-type: none">・建設費が高騰する中、賃貸の利回りは下がっており、義務化によりコスト増となると賃貸住宅のオーナーが減る可能性がある。（肌感覚としては助成がないと賃貸事業が成り立たない。）・不動産管理会社としても、Z E Hや再エネ設備が導入された物件の管理に慣れておらず、家賃への反映に苦慮する可能性がある。
長野県電気工 事業工業組合 伊東 様	<ul style="list-style-type: none">・電気設備工事を一式で請け負っているため、義務化により再エネ設備の設置する場合も電気工事の施工についての業務量は変わらないと思われる。・地元工務店での新築住宅への太陽光パネルの設置は1～3割程度
ホクシンハウス 株式会社 木村様	<ul style="list-style-type: none">・『Z E H』が増えている要因としては、建築費高騰で延床面積が小さくなったこと、屋根の形状の変化により6kW前後の太陽光パネルの設置が標準となったことがあげられる。・建築費高騰により高所得者層へターゲットをシフトしている。・太陽光パネルは全棟導入するとしてメーカーとの交渉によりコストダウンを図っている。・Z E Hか否かにこだわりのある顧客は少ない。（Z E Hという言葉があまり知られていない）
長野県 消費者団体 連絡協議会 新井 様	<ul style="list-style-type: none">・2050ゼロカーボン達成のため、Z E H、再エネの義務化は必要・Z E Hについては、事業者の能力がないわけではなく、建設コストを抑えるため、あえて説明しない例もあると聞く。・太陽光パネルについては、メンテナンスや廃棄についても事業者からしっかりとした説明が必要・正しい知識を提供いただければ消費者はしっかりとした判断ができる。・Z E H及び再エネの普及には環境に配慮した場合のローンの金利優遇や補助金が必要
千葉商科大学 田中 様	<ul style="list-style-type: none">・Z E Hについては、開始時期を定め周知期間を2～3年とすることで全事業者が対応できるようにすることが大切（〇〇%になったら義務化とすると、義務化しないかもしれない状況が続き、そのための投資に踏み切れない。）・再エネ設備については、建築主に対し300㎡以上の建築物への義務化は可能。一方、戸建て住宅については、現行の条例の「導入検討義務」による効果を見定めるべき。・信州健康ゼロエネ住宅のような性能の高い住宅の普及を更に促進することで、将来的には300㎡未満の建築物への設置義務化も選択肢としてはあり得る。

【議事】

長野県地球温暖化対策条例改正案
(たたき台) について

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務化の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・「国のZ E H水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZ E H水準義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」について、2050ゼロカーボンの実現のためには、その必要性は認められる。 ・消費者目線でプラスになる点について、周知・説明を早めに実施することが大切 ・再エネについて、他の自治体の義務化の線引き（延床面積300㎡以上等）をそのまま適用すべきか否かについては検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050ゼロカーボンの実現のため、長野県地球温暖化対策条例を改正し、左記2点について義務化したい。 ・義務化に当たっては、建築主、設計者及び施工事業者等へ早期の周知を行うとともに、分かりやすく丁寧な説明を行う。 ・再エネについては、建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分（10㎡以上300㎡未満、300㎡以上2,000㎡未満、2,000㎡以上の3区分）を適用したい。
憲法・ 法律	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正により義務化した場合は、憲法の財産権の制約となる。 ・経済的自由権に対する規制に関しては、その具体的な当該規制措置について、規制の目的、内容、これによって制限される自由の性質を比較考慮した上で慎重に決定する必要がある。（合理性の基準） ・本件について、職業選択の自由には関わらないため、通常の「財産権」の問題として検討すればよいと考えられる。（職業選択の自由に関わる場合、立法府の裁量の幅は狭まる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務付けの対象範囲や要件等は、合理性の基準（目的の合理性と手段の相当性）を満たすよう設定したい。 ・Z E Hについては、国の義務化を前倒して義務化したい。 ・再エネについては、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、段階的な拡大を検討したい。
義務化の 時期	<ul style="list-style-type: none"> ・Z E Hについては、国の義務化の前倒しという趣旨からすると、県内のZ E H率が8割となるのを待つのではなく、時期を明確にした方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化の時期については、県内のZ E H率が8割にこだわらず、周知期間を設け、その間に事業者の技術力の向上を図るなど、全事業者がZ E Hへの対応が可能となる時期としたい。

第1回及び第2回専門委員会での主なご意見等②

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 日照不足の地域への配慮は必要 共同住宅への再エネの義務化は、都市部の駅前など条件がよい立地でないと採算が取れなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 日照条件等による除外規定を設ける方向で検討したい。 共同住宅及び長屋については、導入義務とする再エネの設備容量の下限について検討したい。
供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施工者、設計者の技術力向上には時間がかかる。 講習会等の開催に係る金銭的な支援や行政の関与が必要（次年度以降は国の補助金がなく、今年度実施している断熱施工講習会が開催できなくなる可能性もある。） 太陽光発電設備について、事業者が部材を共同調達することでコストを下げるような施策が可能なのか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> Z E Hについては、周知期間を設け、その間に技術力の向上を図るなど、全事業者がZ E Hへの対応が可能となるよう、講習会のあり方についても検討したい。 信州の屋根ソーラー認定事業者等へのヒアリングなどにより、確認したい。
支援策	<ul style="list-style-type: none"> 支援策として、例えば、住宅ローンの借り入れ可能額の割り増しや固定資産税の減免など様々な政策を考えるべき。 金融機関を交えた政策研究会を立ち上げ、金融支援の在り方を検討してはどうか。（県と八十二銀行との連携協定も活用） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関と連携し、例えばローン借り入れ可能額の割り増しなどの金融支援の在り方等を検討したい。（八十二銀行との連携協定の活用もあわせて検討したい。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 長野県は冬も含めて日射に恵まれた太陽光発電に最適な地域。住宅はもちろん、非住宅においても『Z E B』や Nearly ZEBを実現いただきたい。 長野県では、Z E H水準の断熱等級では不足すると思われる。等級6以上の早期普及策を具体化いただきたい。 良質な住宅を整備していくことは公共施策の一環であり、支援策を手厚くしていく中で全体のレベルを上げていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> Z E Bについては、国の義務化も踏まえ、対応について検討したい。 等級6以上の早期普及については、「信州健康ゼロエネ住宅」の助成要件の引き上げ（等級6相当以上への助成に限る）などを検討したい。

国のZ E H水準適合義務付けに先駆けた 新築住宅のZ E H水準適合義務化

論点 1

■ 義務の対象

全ての新築住宅とすることの妥当性

（検討事項の例：義務の対象外とすべき住宅はあるか）

論点 2

■ 義務化の水準

Z E H水準（BEI=0.8及び強化外皮基準）とすることの妥当性

（検討事項の例：より高い性能とする必要があるか）

論点 3

■ 義務化の時期

県内の新築住宅のZ E H率が概ね**8割**達成時とすることの妥当性

（検討事項の例：より早期に義務化する必要があるか）

長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（省エネ適合義務基準強化）

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、**全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。**

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

義務化の水準

BEI=0.8及び強化外皮基準
= 現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準

BEI	0.8			
UA値 / 地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
強化外皮基準 ZEH、等級5	0.40	0.50	0.60	

義務化の時期

条例改正：2025年度中目途

⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

ZEH率の推移

ZEH率：新築住宅のうちZEH水準（BEI=0.8及び強化外皮基準）に適合するものの割合

令和5年度 推計値：**62.1%**

令和6年度上期推計値：**70.6%**

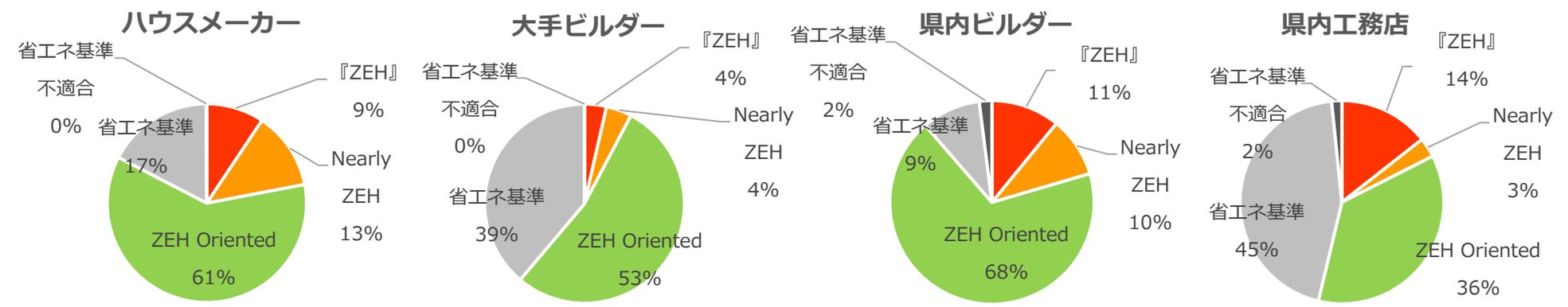
◆ 県外資本
 【ハウスメーカー】10社（以下略称）
 大和、積水、ハーバル、一条、住友、パナ、三井、ミワ、セキスイハイム、トヨタ
 【大手ビルダー】上記以外

◆ 県内資本
 【県内ビルダー】年間50棟以上 11社
 【県内工務店】上記以外

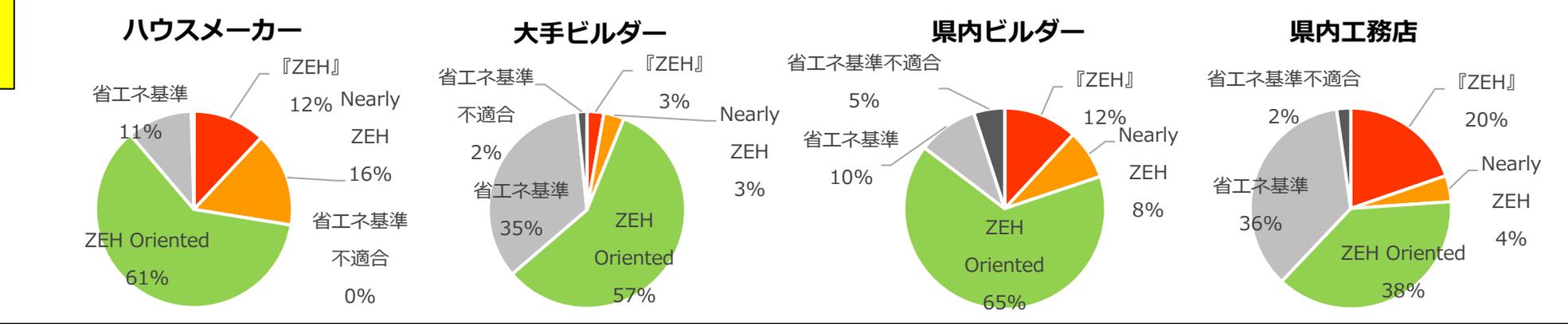
施工者区分

施工者区分別ZEH率

R5



R6
上期



ZEH水準に適合するもの 『ZEH』：強化外皮基準に適合、一次エネルギー削減率省エネのみ20%以上、再エネ等含む100%以上
 Nearly ZEH：強化外皮基準に適合、" 省エネのみ20%以上、" 75%以上100%未満
 ZEH Oriented：強化外皮基準に適合、" 省エネのみ20%以上

建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化

論点 1

■ 義務の対象者

対象者の要件（建築主（京都府、群馬県方式）又は施工者（東京都方式））

論点 2

■ 義務化の水準

対象とする建築物の種別、用途、面積等の要件
義務化の対象外とする建築物の条件等

論点 3

■ 義務化の時期

長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（再エネ設備設置推進）

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物
 法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※
 ※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡以上の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設） 非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 2万MJから20万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて遡増（1.7万MJ/年＋10MJ×延床面積） （合理的な手法※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする	
	住宅	再エネ設備の導入検討義務（継続） 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域、日照条件が著しく不利な場合等）等

(参考) 長野県地球温暖化対策条例（現行）における設計者及び建築主の役割

対象者	基準		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅		情報提供の努力義務 建築主の再エネ設備の導入の検討に協力できる者は <u>当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。</u>
	住宅	説明義務 建築主から再エネ設備の導入の <u>検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならない。</u>	情報提供の努力義務（非住宅と同じ）
建築主	非住宅	導入検討義務 建築物の新築をしようとする者は、当該建築物へ再エネ設備の <u>導入について検討を行わなければならない。</u>	
	住宅	導入検討義務（非住宅と同じ）	

（再生可能エネルギー設備の導入の検討等）

第21条 建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、**当該建築物への再生可能エネルギー設備**（再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。次項及び第5項並びに第24条第2項において同じ。）の導入について検討を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

（建築物の新築をしようとする者への情報提供）

第23条 第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項の規定による新築に係る建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による検討につき協力を行うことができる者は、当該新築をしようとする者に対し、**当該検討に資する情報を提供しよう努めなければならない。**

（住宅等設計者による検討等）

第23条の2 第20条第1項又は第21条第1項の規定による新築に係る建築物のうち一戸建ての住宅その他の規則で定めるものであって、規則で定める規模のものの設計を行う者（次項及び第29条第4項において「住宅等設計者」という。）は、当該設計を委託した者から第20条第1項又は第21条第1項の規定による検討を求められたときは、これらの規定による検討を行い、当該検討を求めた者にその内容を説明しなければならない。

条例改正素案（たたき台）の考え方のポイント

◆ POINT 1

再エネ設備について、県民・事業者に、正確な情報を提供し、自主的な再エネ設備設置を促す。

◆ POINT 2

義務の対象者や対象とする建築物、義務付けるエネルギー量等は、合理性の基準のうち手段の相当性を満たすよう設定する。
※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

条例改正素案（たたき台）の考え方②

【延床面積300㎡以上を義務対象とする理由】

- ◆ 基準の3区分は、建築確認申請等における区分と同様、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「長野県地球温暖化対策条例」の区分に準じる。
- ◆ 先行自治体（東京都、京都府、群馬県等）においては、建築主に対し300㎡未満の建築物への義務付けは行っていない。（東京都はハウスメーカー等に対し義務付け）
- ◆ 建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にある。エネルギー消費量が多い建築物においては、再エネ設備設置の設置により使用するエネルギーを賄う必要がある。

区分	件数	設計一次 エネルギー消費量	1件当たり設計一次 エネルギー消費量
	(件)	(GJ)	(GJ)
10㎡以上300㎡未満	2,521	122,418	49
300㎡以上2,000㎡未満	120	42,721	356
2,000㎡以上	7	27,118	3,874

「建築物環境エネルギー性能計画届出書」（令和5年度）
及び「省エネ計画概要書」（令和5年度）から試算

（参考）京都府における条例改正の考え方（義務対象延床面積拡大2,000㎡以上⇒300㎡以上）
小規模な建築物においては、相対的に建築コストに占める再エネ導入コストが高くなるため、慎重な判断が必要

以上を総合的に勘案すると、延床面積300㎡未満の建築物への義務付けは合理性の基準のうち手段の相当性を満たさない可能性があることから、延床面積300㎡以上の建築物を対象とする。

条例改正素案（たたき台）の考え方③

【義務付けるエネルギー量の考え方】

◆ 2万MJ（義務付けるエネルギー量の下限）（約4.5kW）/年

県内10kW未満太陽光発電設備（FIT認定）の8割程度が設置する設備容量相当

○3.5kW～10kW = 96.0%

○4.5kW～10kW = 77.7%

○5.5kW～10kW = 49.1%

◆ 20万MJ（義務付けるエネルギー量の上限）（約45kW）/年

太陽光発電設備容量50kW未満となる設備容量相当

- ・50kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要となり、事業者の負担が過度になるおそれ

- ・県内FIT認定（屋根設置）において、50kW以上は全体の0.2%程度

◆ 10MJ×延床面積

延床面積に比例したエネルギー量とする。

以上を総合的に勘案すると、義務付けるエネルギー量について、上記の内容は合理性の基準のうち手段の相当性を満たすと考えられる。

条例改正案（たたき台）について特にご意見をお伺いしたい点

- ◆ **義務の水準**※1を条例改正案（たたき台）のとおりとすることは「**合理性の基準のうち手段の相当性**」※2を満たすか。

※1 義務の水準：**延床面積300㎡以上の新築建築物**（対象） ←P16

1.7万MJ+延床面積×10MJ（エネルギー量） ←P17

※2 合理性の基準：目的を達成するための手段が著しく不合理でない限り合
手段の相当性 憲とする基準

- ◆ 共同住宅及び長屋についても、**義務付けるエネルギー量は他の建築物と同量としてよいか。**

○ 専門委員、公聴人から示された懸念点

▶ **共同住宅及び長屋**は、一戸建て住宅や事業所と比較し、**再エネの自家消費が難しく、導入によるメリットを得られない**可能性がある。

▶ 賃貸アパート※の場合、導入コストに応じて賃料が上昇することが想定される。**賃料収入と建設コストの収支が合わず、生活の拠点である賃貸アパートの供給が滞る可能性がある。**

※住宅事業者が請負契約に基づき建設する共同住宅及び長屋

(参考) 賃貸住宅の現状

	10㎡～300㎡		300㎡以上		計
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
R4新築棟数 (着工に占める割合)	1,821 (15.2%)	9,813 (81.7%)	165 (1.4%)	209 (1.7%)	12,008
共同住宅・長屋 (着工に占める割合)	—	823 (6.8%)	—	136 (1.1%)	959 (7.9%)
賃貸 (着工に占める割合)	—	680 (5.7%)	—	63 (0.5%)	743 (6.2%)

建築着工統計調査/建築物着工統計（令和4年度実績）及び建築確認申請（令和4年度）から推計
 賃貸 = 住宅事業者が請負契約に基づき建設する共同住宅及び長屋

< 事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件 >

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

- ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

**20kW以上の設置を
義務づける建築物 = 0**

- 20kW ≒ 88,300MJ
- 88,300MJ = **7,130㎡**

136棟のうち最大延床面積
= **3,186㎡**

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。
 この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

※集合住宅の屋根に設置する10-20kWの太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費を実施しているもの(①の要件を満たしているもの)として取り扱います。ただし、自家消費を実施することは継続して求められることにご留意ください。

建築物における再エネ推進のイメージ

①長野県地球温暖化対策条例改正（義務化）

- ・一定規模以上の新築建築物への再エネ設備の導入の義務付け
- ・設計者への再エネ導入の検討に資する情報の説明を義務付け

②支援制度

（補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等の連携等）

- ・信州健康ゼロエネ住宅助成金（新築タイプ）
- ・長野県版ゼロ円モデルの普及
- ・金融機関と連携し金融支援の在り方等を検討
（八十二銀行との連携協定の活用も検討）

③広報・周知

- ・つなぐ信州屋根ソーラーポータルサイトによる周知等
- ・信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度による普及拡大

施策強化**三本の矢**で
住宅等での再エネ
「標準化」へ